

4. インターネット情報検索サービスへの対応について

（１）対応の必要性

2. で述べた通り、インターネット情報検索サービスについては、サービスそのものは中立的な目的で提供されているものの、利用者が特定の著作物のタイトルや海賊版に関連するキーワードを入力することによって、侵害コンテンツのリンク情報を容易に取得させる手段として機能しており、侵害コンテンツの拡散に相当程度寄与していると認められる。

また、第1節2.（2）に述べた通り、把握された実態からは、これまでのインターネット情報検索サービス事業者による対応では、個々の侵害コンテンツのリンク情報についてはDMCAに基づく削除が円滑に行われているものの、リーチサイトや海賊版サイトのトップページについては、円滑に削除が行われている状況とは認められない。また、サイト内のリンク情報についてDMCAに基づく削除通知を送れば、当該サイト全体が検索結果の表示順位において「降格」する処理が行われるとのことだが、権利者からは当該「降格」の仕組みによる対応が十分でないとの指摘がある。

現に、第1節2.（2）に述べた通り、漫画村の場合、全アクセスのうちインターネット情報検索サービスの経由のもの占める割合が、初期（2017年中旬～8月中旬）では32%、閉鎖直前（2018年3月中旬～4月中旬）では24%であったとのことであり、閉鎖直前に至るまでインターネット情報検索サービスの検索結果に表示される状態が続いていたとされる。また、長期間にわたって存在するリーチサイトについても、依然としてインターネット情報検索サービス経由でのアクセスが20%以上となっている。権利者の報告によれば、これらのサイト内の侵害コンテンツのリンク情報について多くの削除リクエストを送ったものの、「降格」処理は適切に行われていないとの認識が示されている。

また、大手インターネット情報検索サービスにおいて、「アニメ 無料」とのキーワードを用いて検索をすると、検索結果の1ページ目に表示されるリンク10件中6件、上位3件が違法配信されているアニメのリーチサイトと疑われるサイトであり、「漫画 ダウンロード 無料 rar」とのキーワードを用いて検索すると、検索結果の1ページ目に表示されるリンク10件中7件、上位4件が違法配信されているマンガのリーチサイトと疑われるサイトであった⁴⁶。

このことから、インターネット情報検索サービスは、既に名が知られているリーチサイト等に到達するための手段のみならず、リーチサイトや海賊版サイトを探したいと考える利用者に対して、これらのサイトを発見させるという機能を果たしていると認められる。

リーチサイト・リーチアプリ等型に関し1. で検討したような必要な法制度の整備をすることによって国内法の及ぶリーチサイトにおけるリンク情報等の提供行為については差止請求等が可能となるものの、日本法が適用されないリーチサイトや海賊版蔵置サイトに

⁴⁶ 2018年8月31日、Googleを用いて検索を実施。

については差止請求等の対象とならないため、これらのサイト内の侵害コンテンツのリンク情報等がインターネット情報検索サービスにおいて提供されることによる侵害コンテンツの拡散を防ぐことは困難であると考えられる。

以上のことを踏まえれば、インターネット上の海賊版による被害を軽減させるためには、インターネット情報検索サービスにおけるリンク情報の提供行為、とりわけリーチサイトや海賊版サイトのトップページについて、検索結果から表示されないようにする等によって、インターネット情報検索サービスを経路としたこれらのサイトへのアクセスを防止するため、対応を行う必要性が認められる。

(2) 対応を検討するに当たっての視点

前述のとおりインターネット情報検索サービスが侵害コンテンツの拡散に相当程度寄与するものであると認められることに加え、以下の性質を考慮する必要があると考えられる。

- ・インターネット情報検索サービスの目的は中立的であり、侵害の助長を目的とするサービスではないこと。
- ・インターネット情報検索サービスは、海賊版サイトやリーチサイトのみならず様々な一般のサイトの情報を検索結果として表示するものであることから、個人が一般的な言論活動を行うことを目的として開設しているSNSのアカウント等)における単発的に行われる表現の中に侵害コンテンツのリンク情報が含まれているようなケースも検索結果として含まれていること。
- ・インターネット情報検索サービスにおける検索結果の提供は、検索事業者による表現行為としての側面を有するほか、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしていること⁴⁷。
- ・他方、インターネット情報検索サービスが行う情報提供の全てが上記の役割から正当化されるわけではなく、国民の権利の保護など公共の福祉のための一定の制約を受け得るものであること⁴⁸。

(3) これまでの主な議論の状況

インターネット情報検索サービスを巡る問題をどのように解決していくかについて、以下のとおり、①立法的対応によることに積極的な意見、②立法的対応をする場合は慎重に検討を行うべきとの意見、③まずはソフトローによる当事者間での解決を促すべきとの意見があった。

⁴⁷ 平成29年最決参照。

⁴⁸ 注47に同じ。

① 立法的対応によることに積極的な意見

まず、インターネット情報検索サービス事業者に検索結果表示に係る責任が認められるべきか、という点については、インターネット情報検索サービスにおける検索結果として侵害コンテンツに係るリンク情報の提供が行われていることを知りながら、当該検索結果表示を継続する行為については、侵害コンテンツの拡散を助長する悪質な行為と評価できることから責任が認められるべきであるといった意見や、客観的な結果として著作権侵害が助長されているという事実があるのであれば責任が認められるべきであるといった意見が示された。

立法的措置の必要性については、既に自主的な対応がされているとしても当該運用に対して正当性を与えるという意味で請求権を創設する必要があるといった意見や、インターネット情報検索サービスの公益性に鑑みると、削除の基準がはっきりとしないままインターネット情報検索サービス提供事業者による削除が行われることは望ましくはないので、判断基準が法定されるべきといった意見が示された。

立法的措置をとった場合のインターネット情報検索サービス事業者の負担については、特定のURLの検索結果からの削除については現在行われており、その範囲で差止請求権を法定しても事業者の負担にはならないといった意見や、現在もDMCA上のセーフハーバー規定の適用を受けるための対応が行われているところ、立法的措置として当該対応と同様の対応を求める限度では事業者には負担はないのではないかといった意見があった。この点に関しては、立法的措置の内容として、検索事業者が「違法にアップロードされた著作物であると知った」ときに削除義務を負うこととして、知るための手段を問わず主観要件を満たすということにした場合、現状行われている運用を超えるようなものを要求することになるので、それをどう評価するかを検討すべきといった意見も示された。

立法的措置の内容については、インターネット情報検索サービス事業者に事前の監視義務を課すのは適当でないことから、主観要件ではなく一定の手続に従ったNoticeを必要とするような形で要件を立てるのが望ましいといった意見や、機械で自動的に処理している点や大量のURLを処理しているという点など検索エンジンの特殊性を考慮して、どのレベルの通知が来てどのような対応をしたときに責任を負うかが明確化される必要があるといった意見が示された。また、トップページのURLに関し、個々の権利者の救済ではなくて、集合的な意味での著作権者の救済という位置付けにすることによって差止請求を認めていく余地があるとの意見が示された。

② 立法的対応をする場合は慎重に検討を行うべきとの意見

インターネット情報検索サービスの公益性等を十分に踏まえた検討がなされるべきという意見としては、インターネット情報検索サービスの検索結果を差止請求の対象とすると、削除の判断を行わなければならなくなり、企業活動や表現の自由に対する制約にもなることから、慎重な検討が必要であるといった意見や、中立的な立場からインターネット上の情報流通の共通基盤として不可欠な役割を果たしている検索事業者に著作権侵害行為の拡散を回避するために一定の協力を求めるとすれば、サイトブロッキングとも共通する

面があるので、リーチサイト・リーチアプリ等の延長上に位置づけるのではなく、問題全体について基礎から整理する必要があるといった意見、平成29年最決の「明らか」要件の意義を検討する場合にも、インターネット上の情報流通の基盤として検索エンジンが有している公益性をはっきりさせた上で、侵害される法的利益の方が明らかに優越するというのはどのような場合かをさらに検討すべきといった意見、インターネット情報検索サービスにDMCAに相当するような手続を日本法に導入する場合は、ホスティングサービスに係るプロバイダ責任制限法との整合性も担保しながらどのような法制を設けるのかを検討していく必要があるといった意見が示された。

また、検索エンジンの問題については、著作権侵害以外の他の違法情報も含め、違法な情報であることを知っていれば全て削除請求に応じなければならないというポリシーを日本でとるのかという問題一般にも関わるため、検索エンジンに固有の問題として捉え、リーチサイトや間接侵害とは切り離して議論を進めるべきであるといった意見も示された。

インターネット情報検索サービスにおける検索結果表示に損害賠償責任を認めることについては、損害賠償について過大な負担・萎縮効果をもたらさないように慎重に検討すべきといった意見が示された。

③ ソフトローなどによりまずは当事者間での解決を促すべきとの意見

立法的対応ではなくソフトローなどによる当事者間の解決を促すべきという意見としては、インターネット情報検索サービス事業者は著作権者と利害が正面から対立しているわけではなく、協力関係を築くことができるので、プロバイダ責任制限法ガイドラインの作成のときのように、検索エンジンについても、お互い相手方の事情について情報共有しながら望ましい解決に向かって協議ができる場を設定することが、双方にとってより望ましいことではないかといった意見や、立法的対応をするかしないかだけではなくその間にあるオプションも検討すべきであり、例えば一定期間内に当事者が共同でアグリーメントを作ることとし、効果が出ているかを確認して効果が出ていなかったら具体的な立法を行う、ということを法制・基本問題小委員会として明示するといった方法や当事者の話合いのフォーラムに関することやアグリーメントをどのように作っていくかについて法制・基本問題小委員会で議論することも選択肢としてあり得るといった意見が示された。

(4) インターネット情報検索サービスへの対応の方向性について

ア. 本課題の解決に資する対応の方法について

(1) で述べたとおり、インターネット情報検索サービスは中立的な目的で提供されているものではあるが、行為の客観的な結果に着目すれば、前述のとおり、侵害コンテンツの拡散に相当程度寄与している。

このようなことを踏まえ、(3) で整理したように、インターネット情報検索サービス事業者が、検索結果に表示されているリンク情報が侵害コンテンツに容易に到達することを可能とするものであると知りながらこれを放置する行為については、一定の場合に当該事業者が法的責任を負うべきであり、差止請求の対象となってしまうべきであるという意

見が複数の委員から寄せられた。その際、トップページについても、問題への対処の必要性を踏まえ、請求主体について立法上の工夫をした上で差止請求権を付与する余地がある旨の意見があった。

他方で、インターネット情報検索サービスの検索結果について一定の場合に差止請求権を付与することについては、インターネット情報検索サービスの公益的な性格を踏まえ、インターネット情報検索サービス事業者に求められるべき法的責任の有無やその内容について慎重に検討を行うべきとの意見や仮に差止請求を認めるとしても、インターネット情報検索サービス事業者に対し権利者が所定の方法で通知を行うことを求めるか等の点について、インターネット情報検索サービスの特性を踏まえて検討を行う必要があるといった意見があったことを踏まえ、こうした点についてもさらに検討を行う必要があるものと考えられる。

また、個々の侵害コンテンツへのリンク情報については、日本法において削除請求権は明示的に法定されていないものの、事実上、米国著作権法のルールに則って対応がなされているため、個々の侵害コンテンツへのリンク情報の削除請求権を法定することについては、日本法における根拠を明らかにするとその意義はあったとしても、（１）で確認した問題の解決に直接的につながるものではない。

したがって、仮に差止請求権の付与を検討する場合は、リーチサイトや海賊版サイトのトップページについての対応について検討を行うことが、実際上の問題解決に向けた対応としてはより意義があるものと考えられるが、この点について検討を行う上では、過剰差止の問題をどのようにクリアするかといった点について慎重に検討を行う必要があるものと考えられる。

他方、第２回法制・基本問題小委員会においては、権利者団体から、本問題の解決のため、インターネット情報検索サービス事業者と権利者団体との協議の場を設けることが要望されているとともに、インターネット情報検索サービス事業者側からも、権利者との話し合いにより民間レベルで海賊版との戦いを進めていきたいとの意向が示されているところである。また、このような方向性については、（３）で示したように、委員からは、まずは民間によるソフトローによる対応を促すことを支持する意見もあったところである。

以上を踏まえると、本分科会としては、本課題の解決に資する対応については、以下のとおり考える。

- ・これまでに把握されたようにインターネット情報検索サービスの検索結果にとりわけリーチサイトや海賊版サイトのトップページのURLが表示されることによって生じている侵害コンテンツへのアクセスの助長が防止されるよう、現在把握されている問題の解決を果たすため、手段を限定することなく、実効的な方策を採ることが最も重要であると考えられる。
- ・そのための方法として、立法的措置も検討の対象となり得るが、関係者の意向も踏まえれば、まずは権利者団体及びインターネット情報検索サービス事業者において協議の場

を設け⁴⁹、当事者間の取組みにより、運用上の解決を図ることも有力な選択肢となるものと考えられる。

- ・具体的には、リーチサイトや海賊版サイトのトップページの検索結果からの削除若しくは降格処理が適切かつ円滑に行われ、実際にインターネット情報検索サービスを通じた海賊版サイトやリーチサイトへのアクセスが防止される状態が確保されるよう、そのプロセスや内容の透明性にも配慮しつつ、運用上の改善方策を検討されることが期待される。その方策の具体的内容については、インターネット情報検索サービスがインターネット上の情報の流通において果たす役割の公共性と著作権者の正当な利益の保護とのバランスに留意して検討されることが求められるが、例えば以下のようなものが考えられる。

①リーチサイトや海賊版サイトのトップページの検索結果からの削除が認められ得る場合には、その基準を明確にすること

②リーチサイトや海賊版サイトのトップページを含むサイト全体について検索結果における「降格」処理が行われるメカニズムの明確化及び運用の改善⁵⁰を行うこと

イ. 当事者間の取組みの状況について

上記ア. で述べた本課題の解決に資する対応の方法についての検討を踏まえ、平成30年度第3回法制・基本問題小委員会において、以下のとおりの差し当たりの対応を示した。

- ・差し当たり、法制・基本問題小委員会としては、権利者団体及びインターネット情報検索サービス事業者に対し、速やかに協議の場を設定し、具体的な改善方策の検討に着手することを求めるとともに、しかるべき時期にその検討状況の報告を求めることとする。具体的には、本課題（リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応）に関する検討の中間的なとりまとめを行う時期において、関係者から取組みの進捗状況の報告を求めたい。
- ・そして、法制・基本問題小委員会としては、その段階において、当事者間における取組みによって本課題の解決を図ることができるとの見通しが得られるかどうかを見極めた上で、立法的対応の検討を進める必要があるか否かについて判断を行うこととしたい。

上記の法制・基本問題小委員会の対応を受けて、文化庁も交えて、グーグル合同会社・コンテンツ海外流通促進機構（CODA）・出版広報センターの3者の間で、インターネ

⁴⁹ この協議の場には、協議を行う当事者以外の第三者の利益の反映や透明性の確保、表現の自由への適切な配慮の観点から、政府関係者や独立した第三者が適切に関与することが望ましいとの意見があった。また、パブリックコメントにおいては、「ユーザー側の団体を協議の場に参加させるべき」といった意見もあった。

⁵⁰ 例えば、削除要請が大量に送られたサイトについては、アクセスが多いことを理由とする上昇シグナルを機能しにくくし、降格シグナルが優先するようにすることや、一定の条件を満たす信頼性が確認された団体が認定した悪質な海賊版サイトについては、一定の条件の下でより円滑に降格シグナルを発生させること等が考えられる

ット情報検索サービスにおける侵害コンテンツのリンク情報等の検索結果表示に関する取組みの進め方について協議が行われた。上記３者の間では、今後の進め方について概要以下の内容の合意がなされた。

- ① 本課題の早期解決に向けて、インターネット情報検索サービス事業者と権利者団体との間において、定期的・継続的に協議を行う場を設けること。この協議の場には、Google以外のインターネット情報検索サービス事業者の参画や文化庁の参画を得る方向で調整し、また、第三者（有識者）の専門的知見が必要となる場合には、その協力を得ることも検討すること。
- ② （Googleにおける海賊版サイトトップページの検索結果表示についての改善の取組みの検討状況についての報告がなされ、）当該海賊版サイトトップページの検索結果表示についての改善の取組みについて今後も協議を進めること。
- ③ 上記②の取組みのほか、侵害コンテンツへのアクセスの助長防止の観点から必要となる実効的な防止方策について、権利者団体の意向やインターネット情報検索サービス事業者における実行可能性に留意しつつ、継続的に検討・協議を進めること。
- ④ 協議が一定程度進捗した段階（平成３１年度当初を目途）において、その進捗状況等を、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会に報告すること。

ウ．本課題に対する今後の対応の方向性について

上記イ．のとおり、インターネット情報検索サービス事業者と権利者団体との間で本課題の早期解決に向けて定期的・継続的に協議を行う場を設けることについての合意がなされていること、既に海賊版サイトトップページの検索結果表示についての改善の取組みの検討がなされており当該取組みについての協議が今後も進められること、今後も実効的な防止方策について継続的に検討・協議を行っていく旨が示されていることを踏まえると、現時点においては、当事者間における取組みによって本課題の解決を適切に図ることができる可能性は十分にあるものと考えられる。

そのため、本分科会としては、現時点において直ちに立法的対応の検討を進めることはせずに、まずは当事者間の取組みの状況を見守ることとし、協議が一定程度進捗した段階で進捗状況等の報告を受け、必要に応じ対応を検討していくことが適当であるとする。